

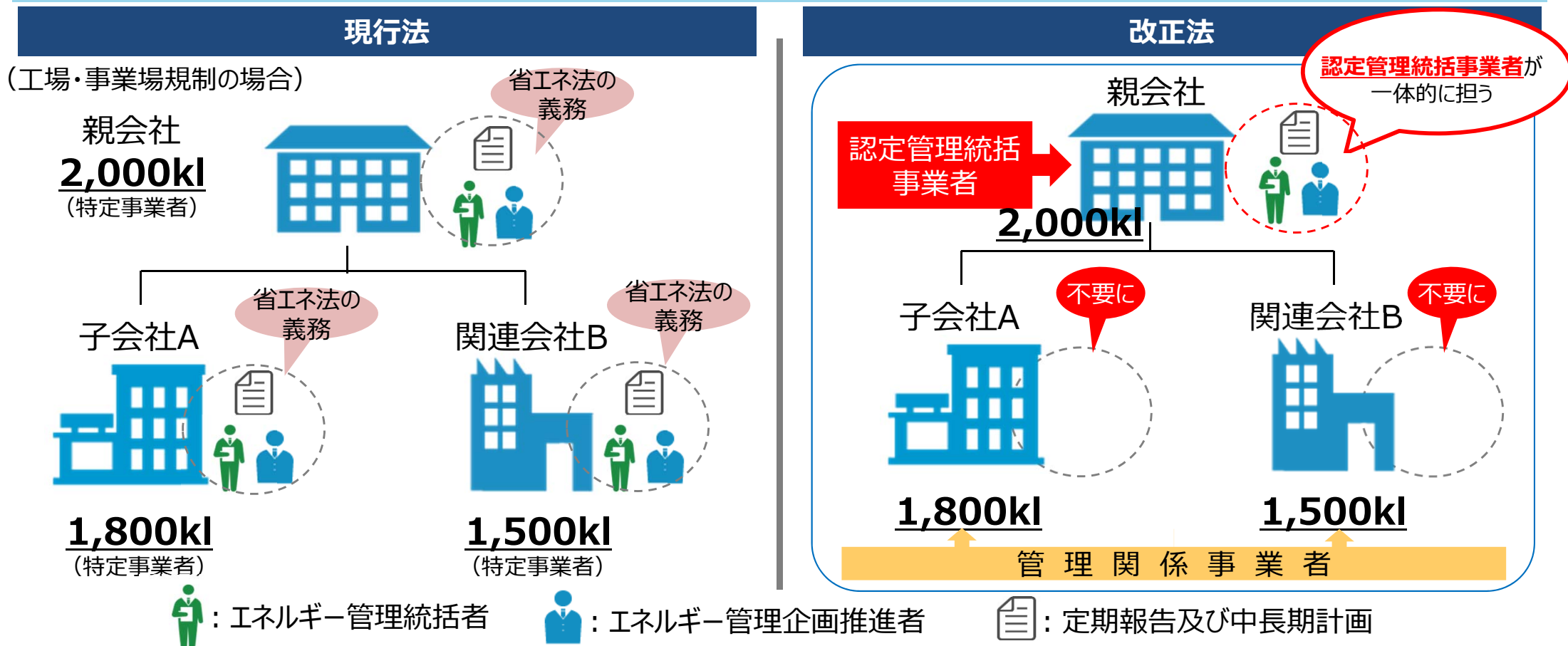
認定管理統括事業者制度について

平成30年9月25日
資源エネルギー庁

認定管理統括事業者制度の創設

※改正法第29条から第44条まで（工場・事業場規制）、第113条から第116条まで（荷主規制）、第130条から第133条まで（輸送事業者規制）関係

- 一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等による定期報告等の義務の一体的な履行を認める。
- なお、子会社等の管理関係荷主のエネルギーの使用状況等についても引き続き把握できるように措置する。



省エネ法の義務	現行法	改正法
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者で選任	認定管理統括事業者において選任

改正省エネ法における認定管理統括事業者制度

(認定管理統括事業者)

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として**経済産業省令で定める者**であつて工場等を設置しているもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。）と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、**経済産業省令で定めるところにより**、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として**経済産業省令で定める要件に該当する者**であること。
 - 二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であること。
- 2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- 一 前項第一号に規定する経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
 - 二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者（以下「管理関係事業者」という。）が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。
 - 三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

改正法第二十九条第一項の「経済産業省令で定める者」について

- 改正法第二十九条第一項の「経済産業省令で定める者」は、「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する会社等」とする。

	根拠法令	条文
子会社	会社法第 二条第三 号	(定義) 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該 会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
	会社法施 行規則第 三条第一 項	(子会社及び親会社) 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が 他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他 の会社等とする。

	根拠法令	条文
関連会社	財務諸表 等の用語、 様式及び 作成方法 に関する規 則第八条 第五項	(定義) この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、 人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務 及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合 における当該子会社以外の他の会社等をいう。

改正法第二十九条第一項第一号の「経済産業省令で定める要件に該当する者」について

- 改正法第二十九条第一項第一号の「経済産業省令で定める要件に該当する者」は、「密接関係者との間にエネルギー管理等に関する取決めを行っている者」とする。



「取決め」には以下の内容をすべて含むこととする。

なお、当該「取決め」は書面化されたものを前提とする。

- ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針
- ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制
- ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法